平成２６年（フ）第４４４７号
大阪府豊中市蛍池北町３丁目11番15―302号
債務者　上杉　謙信
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４６８５号
大阪市東住吉区山坂５丁目13番19号　グリーンパーク山坂103号
債務者　松浦　竜一
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４７１５号
大阪市東淀川区菅原３丁目５番３―110号
債務者　廣岡　和男
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４７４０号
大阪府東大阪市御厨３丁目６番24号　グレイス奥林Ｂ101
債務者　田中　百恵（旧姓岡前）
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４７８３号
大阪府門真市宮野町10番17号　メゾン松下
債務者　伊藤八千代
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４８１７号
大阪府吹田市佐井寺南が丘４番11―401号
債務者　田中　翔伍
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４８３４号
大阪市都島区中野町２丁目４番12―417号
債務者　石野　篤司
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４８３５号
大阪市生野区中川東２丁目11番８―212号
債務者　片岡　　潔
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４８３９号
大阪市住吉区苅田２丁目５番24―607号
債務者　新山　智子
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４８４６号
大阪府吹田市山田西２丁目３番９―103号
債務者　片山　博之
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４８９４号
大阪市西成区岸里東１丁目５番７号　ＢＳ第10ハイツ506号、前住所大阪市西成区聖天下２丁目６番21号クライスビル210号
債務者　渡邉真由美
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４９１９号
大阪府守口市南寺方南通１丁目７番38―Ｂ312号
債務者　岡田　良子
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４９２７号
大阪府守口市八雲西町２丁目４番９号
債務者　小林　昇三
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４８８号
千葉県柏市あけぼの２丁目７番17号　プレザントハウス101号
債務者　嶋田　有芳
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第４９７号
千葉県柏市北柏３丁目17番地６　長井ハイツ102号
債務者　中山　美穂
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第７２号
福島県いわき市泉町６丁目２番地の４　レジデンス24Ｃ202
債務者　梅宮　麗花
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２６年（フ）第３４３号
茨城県水戸市元吉田町3490番地の１　市営元吉田住宅１棟３―１号
債務者　鈴木富貴子
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで　水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第３７９号
新潟市西区内野町6802―14　西川ハウス105号、住民票上の住所新潟市西区内野町1306番地１
債務者　藤田　義彦
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで　新潟地方裁判所民事部